平成２９年（フ）第１８号
兵庫県篠山市大沢１丁目10番地16、前住所東京都品川区小山３丁目21番19―405号
破産者　鎌田ゆかり（旧姓小野田）
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第７３号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘２丁目８番地３レトワール・ポレール102号室
破産者　高木　　冴（旧姓上杉）
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
奈良県高市郡高取町大字越智265番地９
破産者　池田　紀子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
佐賀県武雄市山内町大字大野6658―１、住民票上の住所福岡県太宰府市朱雀１丁目10番13号
破産者　ミッキーホリこと　堀信　生子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３４号
佐賀県西松浦郡有田町戸矢甲1494番地５　グレイス薬師の浦Ｂ103号
破産者　藤崎　郁夫
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３８号
佐賀県伊万里市東山代町大久保3658番地
破産者　横浦　友樹
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４２号
佐賀県武雄市山内町大字宮野3902番地
破産者　久地石　孝
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４９号
佐賀県伊万里市立花町1604番地84
破産者　樋口　　太
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５２号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲1839番地１　プランドール・メゾン105号
破産者　今田　祐介
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１８号
熊本県八代市鏡町鏡村883番地１、前住所大分県大分市角子原１丁目１番31号
破産者　中村亜由子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第３４号
大阪府大阪市淀川区東三国６―13―12ドムール三国２番館502（開始決定時の住所）埼玉県川口市芝下２－７－３
再生債務者　八巻　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第２号
茨城県つくば市みどりの中央83番地２
再生債務者　須賀　伸晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（再イ）第３号
山梨県笛吹市石和町唐柏326番地１　ふじ美荘Ａ
再生債務者　山本　好二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（再イ）第４号
山梨県北杜市小淵沢町松向760番地25
再生債務者　加藤　清二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月２日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（再イ）第１号
栃木県足利市川崎町1835番地３
再生債務者　萩原　俊幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（再イ）第３号
群馬県前橋市箱田町666番地１
再生債務者　髙橋　彌一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（再イ）第４号
群馬県前橋市箱田町666番地１
再生債務者　髙橋　久志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（再イ）第６号
群馬県伊勢崎市三光町７番３号、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2753番地１　エディフィスＥＡＳＴ302
再生債務者　布施　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（再イ）第８号
仙台市青葉区五橋１丁目４―25　テラス31五橋701
再生債務者　佐藤　　崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再イ）第４号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田57番地17
再生債務者　大川　竜也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
宇都宮地方裁判所栃木支部